

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 46 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで

私は、高等学校を卒業してすぐの昭和 46 年 3 月から A 事業所に勤務していたので、その時から厚生年金保険に加入していたはずである。私が所持する厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」も昭和 46 年 3 月 1 日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述内容から判断すると、申立人は、申立期間において A 事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の被保険者資格の取得日は、昭和 46 年 3 月 1 日と記載されていることが確認できることから、事業主の遺族が保管する申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得通知書において、資格取得日は 46 年 3 月 1 日と記載され、社会保険事務所が 47 年 4 月 28 日に受理した旨の押印が確認できることから判断すると、事業主は、申立人が 46 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得通知書から 3 万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 61 年 8 月まで  
② 昭和 62 年 10 月から平成 3 年 8 月まで

私は、両申立期間においてA社（現在は、B社）に勤務していたが、同社に係る標準報酬月額の記録を確認したところ、受け取った給与額に見合う標準報酬月額より低くなっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、事業主は、「申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無い。」と供述しており、当該事業所から提出された社会保険被保険者台帳及び企業年金連合会から提出されたC厚生年金基金に係る「中脱記録照会（回答）」に記載されている標準報酬月額は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間のうち昭和 59 年 10 月 1 日付けの標準報酬月額の記録が 20 万円から 22 万円に訂正されていることが確認できるものの、そ

のほかの期間について、遡及して引き下げられた記録は無く、申立期間について不自然な形跡は無い。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。